

「女性の職業生活における活躍推進事業」公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本市において「まち・ひと・しごと創生」に向けた事業のひとつとして、女性の職業生活における活躍推進を目的とする地方創生先行型の事業を実施し、結婚・妊娠・出産等により一時的に離職している女性に対する再就職支援をはじめ、市内事業所等における雇用継続や処遇改善の促進を目指した取り組みを実施します。

平成 27 年度においては、女性の職業生活における活躍を推進するため、さまざまな立場にある女性及び市内事業所等の意見交換を通じて検討を進めます。また、女性の就労の実態や就労に対する意識・ニーズを把握するため、調査内容や調査手法を検討していきます（詳細については、「業務仕様書」のとおり）。

これら検討内容について報告書をまとめ、市民や市内事業所等に周知するとともに、シンポジウム等の場において、女性の職業生活における活躍推進に向けた啓発を進めていきます。

平成28年度以降は、これらの実績を踏まえて、さらに意見交換会を維持・発展させながら、実態調査を実施するとともに、女性の職業生活における活躍推進に向けて必要となる施策等について検討及び実施していくことを予定しています。

2 提案に係る業務内容等

(1) 事業名

「女性の職業生活における活躍推進事業」

(2) 業務内容

別添「女性の職業生活における活躍推進事業」業務仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

委託契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

年額 6,160,000 円（委員謝礼、一時保育料、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む。）

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていない者。
- (3) 公告日から審査日までの間に、本市からの指名停止処分を受けていない者。
- (4) 申請の日から起算して過去 2 年間において、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない法人であること。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者。

- (6) 平成 22 年度から平成 26 年度の間、本市において、類似のコンサルタント業務、ファシリテーション業務、計画策定業務等を受託し、滞りなく業務を完了した実績があり、かつ平成 27 年度において八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を持つ者。
- (7) 本市の施策、特に労働施策及び女性施策に精通し、当該事業を遂行するうえで、十分な知見を有する者。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

4 スケジュール

No	内容	期限等
1	実施要領、業務仕様書等公表	平成 27 年 4 月 15 日～4 月 30 日
2	実施要領、業務仕様書等に関する質問受付	平成 27 年 4 月 15 日～4 月 24 日
3	実施要領、業務仕様書等に関する質問の回答	平成 27 年 4 月 28 日 まで
4	プロポーザル参加申請書等受付	平成 27 年 4 月 15 日～4 月 30 日
5	企画提案書等の提出	平成 27 年 4 月 15 日～5 月 8 日
6	プレゼンテーション参加者決定通知	平成 27 年 5 月 15 日まで
7	プレゼンテーション開催日	平成 27 年 5 月 21 日 (予定)
8	審査結果通知	平成 27 年 5 月下旬
9	契約の締結	平成 27 年 6 月中

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容や著しい不備があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 経費見積書に記載された見積額が実施要領等で示す予算額（上限額）を超える場合

オ その他、実施要領や担当者があらかじめ指示した事項に違反又は著しく逸脱した場合

②複数提案の禁止

複数の企画提案書等の提出はできません。

③返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

④費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提出者の負担とします。

⑤その他

提案者は参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

6 参加申請書、事業者概要の提出

本業務に応募される事業者は参加申請書（様式1）、事業者概要（様式2）を各1部、下記の期日までに持参又は郵送で提出して下さい。

(1) 提出期限 平成27年4月30日（木）午後5時（必着）

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 提出書類 ①参加申請書（様式1）

②事業者概要（様式2）

(3) 提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市経済環境部産業政策課労働振興係

TEL : 072-924-3860(直通)

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式9）を記入し、上記同様、持参か郵送で提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

8 提案様式の提出

期日までに参加申請書を提出した事業者は、様式3～7について、原本1部、コピー5部（計6部）及び電子媒体で、持参又は郵送で提出して下さい。なお、コピー分には事業者を特定できないように、事業者名等は記載しないで下さい。なお、郵送の場合、到着確認ができる形式で提出して下さい。

(1) 提出期限 平成27年5月8日（金）午後5時（必着）

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式3）

② 類似業務実績（様式4）

③ 業務執行体制・スケジュール（様式5-1、5-2）

④ 提案の内容（様式6-1、6-2、6-3）

⑤ 経費見積価格（様式7）

(3) 提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市経済環境部産業政策課労働振興係

TEL : 072-924-3860(直通)

9 提案様式の記載上の留意事項

ア. 2(4)「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。

イ. 提案様式（様式3～7）は、A4縦左綴じの印刷物で、片面換算で合計20頁以内（表紙、

目次用語集、別紙、参考資料等含む。)とする。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えることとします。

- ウ. 提案様式の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容として下さい。
- エ. 提案様式提出後の修正、差し替え又は再提出は認めません。
- オ. 提案様式に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- カ. 申請にかかる事前説明会は開催しません。

10 提案に関する質問等

(1) 受付期間

平成27年4月15日(水)～平成27年4月24日(金)午後5時まで

(2) 質問について

本プロポーザルに係る質問は、質問書(様式8)を使用し、以下のメールアドレスに電子メールにて行ってください。なお、質問内容は、提案書等の作成に関するものに限ることとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けませんので、ご注意ください。

E-mail : sangyou@city.yao.osaka.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページ上に随時掲載します。

11 選定方法

(1) 事前審査

参加申請者が5者以上となったときは、書類審査によりプレゼンテーション参加者4者を選考し、平成27年5月15日(金)までに参加申請者全員に電子メールで通知します。

(2) プレゼンテーション

①実施日時・場所

日時：平成27年5月21日(木)(予定)

場所：八尾商工会議所会館3階 八尾市立中小企業サポートセンター(セミナールーム)

※プレゼンテーションの時間については、別途電子メール等で通知します。

②提案内容等

ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター(EPSON「EB-S21」)については準備しますが、その他必要な機材(パソコン等)については持参してください。

イ. 提案説明時間は、1者あたり25分以内とし、内訳として説明15分以内、質疑応答10分程度とします。

ウ. 提案説明参加者は2名までとします。また、提案者が判別できる制服や記章等は禁止します。

12 審査項目及び評価内容

別紙「女性の職業生活における活躍推進事業優先交渉権者選定基準」のとおり。

1.3 審査結果

本市の受託候補者選定委員会において、企画提案書等の内容並びにプレゼンテーションの提案内容等を総合的に審査し、総合評価点数が最も高い者を優先交渉権者に選定します。

審査結果は、平成27年5月下旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに、本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

1.4 契約の締結

優先交渉権者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、優先交渉権者と本市との協議により最終的に決定します。

1.5 契約保証金

契約保証金は契約金額の10/100以上とします（ただし、利子は付さない。）。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することがあります。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

1.6 問合せ先

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号

八尾市経済環境部産業政策課労働振興係 担当：西澤、平

TEL：072-924-3860 FAX：072-924-0180

E-mail：sangyou@city.yao.osaka.jp